

一般財団法人富山県社会保険協会 会員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第42条第2項の規定に基づき、この法人の賛助会員の入会及び退会並びに賛助会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した富山県内に事業所を有する健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主とする。

2 賛助会員として入会しようとする事業主は、別に定める入会届(様式1)により、会長に申し込むものとする。

3 賛助会員は別に定める退会届(様式2)を提出して、退会することができる。

(賛助会費)

第3条 この法人の賛助会員は、別表の区分により毎年4月30日から6月30日の間の指定する日までに、賛助会費を納入しなければならない。

2 納入された賛助会費は、原則として返還しない。

(新規加入の会費)

第4条 新規加入の賛助会員は、加入時に別表区分による賛助会費を納入するものとする。ただし、1月から3月までの会費は、当該年度及び翌年度の会費収納とみなす。

2 賛助会費納入後において、事業所合併等により新規加入となった場合、当該年度の賛助会費の納入は要しない。

(改 正)

第5条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

毎年 12 月 31 日における被保険者数

会 費 年 額

1 人以上	9 人以下	3,500 円
10 人以上	29 人以下	4,600 円
30 人以上	49 人以下	5,800 円
50 人以上	99 人以下	9,400 円
100 人以上	199 人以下	12,600 円
200 人以上	299 人以下	18,000 円
300 人以上	399 人以下	25,000 円
400 人以上	499 人以下	39,000 円
500 人以上	749 人以下	46,000 円
750 人以上	999 人以下	65,000 円
1,000 人以上		79,000 円

(様式 1)

一般財団法人富山県社会保険協会 入会届

一般財団法人富山県社会保険協会の目的に賛同し会員になることを承諾します。

令和 年 月 日

一般財団法人富山県社会保険協会長 様

事業所記号	
事業所名	
事業所在地	〒
電話番号	
被保険者数	名

上記の個人情報は、当協会の事業目的以外には利用いたしません。
一般財団法人 富山県社会保険協会

(様式2)

退 会 届

このたび、一般財団法人 富山県社会保険協会を退会しますので、お届けします。

令和 年 月 日

事業所記号 _____

事業所名 _____

事業主名 _____

事業所所在地 _____

一般財団法人 富山県社会保険協会長 様

上記の個人情報は、当協会の事業目的以外には利用いたしません。
一般財団法人 富山県社会保険協会